



消防団員募集中



めざせ!!

# 地域のヒーロー 消防団

問

防災課地域防災係  
☎ (95) 9875

## 第1分団分団長

鈴木靖正さん



### 第1分団を紹介します

私たち第1分団は新川・道場山・天王地区を担当しており、いつ起こるか分からない火災や災害に備えて、市民の生命および財産を守るべく日々訓練を行っています。訓練内容としては、火災を想定した訓練、台風や津波を想定した訓練、消火栓の点検、水門の点検、各種資機材の取り扱いと多岐に渡ります。

第1分団は「訓練は真剣に、訓練以外は楽しく」をモットーに、非常によい雰囲気の中で活動をしています。仕事もあり、家庭もあり、皆それぞれの事情があるなかで、20代30代の若い団員たちが仕事の終わった後に集まり、有事の際に備えて日々訓練に励んでいます。消防団として活動するなかで様々

な人と関わり、人間としても成長し、また訓練を通じて苦楽を共にすることで、年齢や立場を越えたたくさんの仲間ができることは消防団の魅力のひとつだと感じています。私自身、同期のメンバーや先輩後輩にも恵まれ、とても貴重な経験となっています。

地域の皆さんには日ごろ消防団の活動にご理解ご協力いただきありがとうございます。

今後も市民の安心安全のために精一杯努めて参りますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。また、消防団では地域を守る団員を募集しています。魅力あふれる消防団の活動に興味のある人は、市役所の防災課、もしくは地区の区長さんまで連絡してください。



## 国民健康保険からのお知らせ

# 接骨院などの適正な受診

問

国保年金課国保係 ☎ (95) 9891

接骨院・整骨院、はり・きゅう、マッサージの施術を受ける場合、健康保険が使えない場合があります。かかり方を正しく理解し、適正な受診をお願いします。

### 接骨院・整骨院など柔道整復師の施術を受ける人へ

接骨院・整骨院は柔道整復師が施術する施設であり、医療機関ではありません。そのため健康保険が使えない範囲は限られます。また、施術が長期にわたる場合は内科的要因も考えられますので、医師にご相談ください。

#### 保険が使える施術

- ・ねんざ、打撲、挫傷（肉離れ）
- ・骨折、脱臼の応急手当
- ・医師の施術同意書がある骨折・脱臼の治療



#### 保険が使えない施術

- ・整形外科などの医療機関で同部位の受診がある場合
- ・疲労や年齢からくる慢性的な肩こりや腰痛、体調不良
- ・スポーツ後の筋肉疲労・筋肉痛
- ・症状の改善がみられない長期の治療



### はり・きゅう、マッサージの施術を受ける人へ

はり・きゅうで保険適用できるものは特定の病気（神経痛、リウマチ、腰痛症、五十肩など）の痛みなどに限られ、医師の同意書・診断書が必要です。また、マッサージで保険適用できるものは医師より医療上マッサージが有効と認められた場合で、はり・きゅうと同様に医師の同意書・診断書が必要です。

### 施術内容についてお尋ねすることがあります

通院するときは療養費支給申請書に記載される負傷原因、負傷名、日数、金額などを確認し、自筆で署名をしてください。また、領収書を保管し、医療費通知で金額や日数の確認をしてください。国保年金課から施術を受けた人へ、施術日や施術の内容をお尋ねする場合があります。

